

山形県産品ブランドPR資材貸出規程

1 趣旨

この規程は、山形県が、山形県産品ブランド化事業の周知・啓発等のために作成した別表記載のPR資材（以下「PR資材」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

2 管理事務

PR資材は山形県産業労働部商業・県産品振興課（以下「商業・県産品振興課」という。）で保管し、山形県産業労働部商業・県産品振興課長（以下「課長」という。）が管理し、貸出することができる。

3 貸出

PR資材の貸出を希望する者は、次に掲げる手続きを行うものとする。

- (1) PR資材の貸出は、山形県産品ブランドPR資材貸出申請書（別記様式1）により行う。
- (2) PR資材の貸出は、貸出希望日の1週間前までに商業・県産品振興課に申し込むこととする。

4 貸出の許可

3の規定による申請があった場合、課長はその内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出を許可するものとする。

- (1) 山形県、山形県産品等の品位を傷つける、又は傷つけるおそれのある場合。
- (2) 山形県、山形県産品等に対する正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのある場合。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (4) 法令又は公序良俗に反する活動に使用する場合。
- (5) その他、知事が承認しないことが適当と認めた場合。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として10日以内とする。ただし、課長が必要と認めたときはこの限りでない。

6 転貸の禁止

貸出を受けたものは、PR資材を転貸してはならない。

7 返却

返却するときは、商業・県産品振興課職員の確認を得なければならない。

8 資材の管理

使用者は、PR資材を常に良好な状態で管理し、次の条件を遵守し、適切に使用するよう努めることとする。

- (1) 使用者は、亡失または、損傷した場合は、速やかに山形県産品ブランドPR資材毀損等報告書（別記様式2）により届け出なければならない。
- (2) 故障または、重大な過失によりPR資材を亡失または損傷した場合は、制作または修復に要する経費を弁償しなければならない。

9 責任の所在

- (1) 県は、PR資材の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- (2) 使用者は、PR資材の使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

10 補足

この規程に定めるものの他、PR資材の貸出に関し、必要な事項は、課長が別に定める。

附則

この規定は、平成30年10月15日から施行する。

附則（平成31年4月1日）

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日）

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年4月22日）

この規定は、令和3年4月22日から施行する。